

教育訓練給付制度指定講座を
運営する教育訓練施設の長 殿

厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)

令和 5 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（令和 4 年度実績）の回答及び専門実践教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付指定講座受給者アンケートの実施について

平素から、教育訓練給付制度指定講座（以下「指定講座」という。）の運営に御協力いただき感謝申し上げます。

標記について、「雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」（平成 26 年厚生労働省告示第 237 号）第 1 項第 3 号に基づき、指定講座に係る運営状況を定期的に報告いただいているところです。

つきましては、本年度におきましても、下記第 1 のとおり調査を実施いたしますので、必ず御回答いただきますようお願いいたします。

なお、教育訓練現況報告書については、講座状況の把握のほか、本制度を利用される方々への情報提供として、「教育訓練講座検索システム」（※）に掲載することとしていますので、御了知ください。

また、専門実践・特定一般教育訓練給付を受給された方に対し、その受講の効果等をお伺いする、受給者アンケートを下記第 2 のとおり実施いたしますので、趣旨を御理解いただき、当該アンケートの対象となる受給者へのアンケートの確実な送付について、御協力をお願いいたします。

なお、次年度も同様の報告を依頼する予定であり、その内容については、厚生労働省ホームページにおいても告知を行いますので、御参照の上、事前準備の程、よろしくお願い申し上げます。

(※) <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/>



記

第 1 教育訓練現況報告書の回答について

1 別添 1 「現況報告書回答対象講座一覧」に掲げる講座について、昨年度（令和 4 年度）修了者に対し、別添 2 「教育訓練給付指定講座修了者アンケート」を実施した上で、以下の URL 又は二次元コードから Web 回答フォームにアクセスしていただき、御回答をお願いいたします。

なお、御回答に当たっては、別添 3 「『令和 5 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（令和 4 年度実績）』実施要領」を御確認ください。

回答期限：令和5年11月10日（金）

【Web 回答フォームの URL 及び二次元コード】

URL：bit.ly/genkyo



- 2 上記期限までに回答せず、更に別途設定する最終回答期限（令和5年12月上旬）までに回答しなかった場合には、当該講座の指定は原則令和6年4月30日付けで取消し（指定期間満了扱い）となりますので、御留意ください。
- 3 回答内容に虚偽等が認められた場合や、未回答で空欄が多い等の場合は、「雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成26年厚生労働省告示第237号）」第1項第3号及び第5号に該当しないものとして、全指定講座の指定を取り消す場合があります。

<別添リスト>

別添1 現況報告書回答対象講座一覧

別添2 教育訓練給付指定講座修了者アンケート

以下の URL よりダウンロード

一般：<https://bit.ly/3sZeJT0>

専門実践：<https://bit.ly/3EGiK1o>

特定一般：<https://bit.ly/3sZy4nc>

別添3 「令和5年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（令和4年度実績）」実施要領

別添4 現況報告書及び受給者アンケートに関するQ&A

第2 専門実践教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付指定講座受給者アンケートの実施について

- 1 本アンケートの対象となる講座は、令和5年10月1日時点で専門実践教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付の指定を受けている講座であって、平成30年10月1日から令和4年9月30日までの間に当該講座を修了し、かつ、専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けた方（以下「アンケート対象受給者」という。）がいる講座です。
- 2 本アンケートの対象となる講座を有する教育訓練施設に対しては、別途、本調査事業の受託者（エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社）から、依頼状及び対象講座一覧が送付されますので、アンケート対象受給者に対し、本アンケートの御依頼をお願いいたします。
- 3 本アンケートの回答期限は、令和5年11月20日（月）となりますので、期限内に回答できるよう、十分な時間的余裕をもって本アンケートを御依頼いただきますようお願いいたします。

以上